

総 税 市 第 2 5 号
令 和 8 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和8年総務省令第44号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第45号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第46号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第47号）は令和8年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日総税市第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」について、別添1「新旧対照表」のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

- イ ロからトまでに掲げる規定以外の規定 令和8年4月1日
- ロ 第1章19 令和8年度以後の年度分の軽自動車税
- ハ 第2章24の3（4）及び（5） 令和10年1月1日
- ニ 第2章26及び79の5 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。
- ホ 第2章31の3 令和9年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する場合
- ヘ 第2章49（「第9項」を「第10項」に改める部分に限る。）及び58（「第9項」を「第10項」に改める部分に限る。） 令和10年1月1日
- ト 第4章 令和8年度以後の年度分の軽自動車税

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の前日までに終了する事業年度分の法人の市町村民税についての第2章45、45の3、49及び58の規定の適用については、別添2「読替表」の「読替前」欄の下線部は「読替後」欄の下線部に読み替えるものとし、同法の施行の日から産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の前日までに終了する事業年度分の法人の市町村民税についての第2章45、45の3、49及び58の規定の適用については、別添3「読替表」の「読替前」欄の下線部は「読替後」欄の下線部に読み替えるものとする。